そらいろ通信　２月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

遅くなりましたが、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。
厳しい寒さが続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。連日降雪について注意を呼びかけるニュースが報道されています。雪景色が見たいと思うものの、阪神間は雪に慣れていませんので、うっすらでも積もると途端にたいへんです。少しどきどきしながら毎日を過ごしています。

★ビジネス法則★

【使えない人は一定数いる!?　２対６対２の法則】

２対６対２の報告は、会社をはじめとする組織において、生産性の高い優秀な人が２割、普通の人が６割、生産性の低い怠け者が２割という比率に分かれるというもの。この法則は、「働きアリの法則」という名で呼ばれることもあります。なぜ働き者のアリと怠け者のアリが生まれるのか。実は、怠け者は決してムダな存在ではなく、組織全体を見た場合には必要な存在だと考えられています。全員が働き者だと短期的には効率が良いとしても、疲弊するときも一気です。組織を永続的に維持していくためには怠け者のアリは必要なのです。

【知っ得メモ】

ひとりで作業しているときは真面目にやっているのに、集団になるとつい怠けてしまうことを心理学で「社会的手抜き」と呼びます。「自分が少しくらい怠けても分からないだろう」という心理ゆえです。

（ビジネス法則大全　トキオ・ナレッジ著）

Copyright © 2025.2.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★2 月のお仕事カレンダー

2/10	●1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/17	●2024 年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/17）
2/28	●1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●2024 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ●3 月・6 月・9 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ●じん肺健康管理実施状況報告の提出 ●固定資産税（都市計画税）第 4 期分の納付（市区町村の指定日まで）

★重要改正★

●103 万円の壁の見直し!?●

令和 6 年 12 月下旬に令和 7 年度税制改正大綱が閣議決定されました。この大綱に沿って、今後国会などでの議論を経て正式に決定されていきます。
103 万円の壁への対応について確認しておきましょう。

●所得税がかかるかどうかの「103 万円の壁」→「123 万円の壁」に
収入 123 万円－新給与所得控除 65 万円＝58 万円
新基礎控除 58 万円の適用で所得 0 円となり、所得税がかからない。

●扶養に入ることができるかどうかの「103 万円の壁」→「123 万円の壁」に
収入 123 万円－新給与所得控除 65 万円＝58 万円
要件変更で、合計所得金額 58 万円までは扶養親族および同一生計配偶者に該当。

●旧・特定扶養控除（63 万円の所得控除）の扶養に入ることができるかどうかの「103 万円の壁」→「150 万円の壁」に
収入 150 万円－新給与所得控除 65 万円＝85 万円
要件変更で、年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（大学生等）については、合計所得金額 85 万円までは 63 万円の所得控除の対象となる親族等に該当。

Copyright © 2025.2.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

フリーランス新法スタート
企業は何をしなければなりませんか？

2024 年（令和 6 年）11 月 1 日より、フリーランス法が施行されています。企業には、取引条件の明示やハラスメント対策など、様々な事項が義務付けられているほか、禁止事項も定められています。　次の内容についてチェックしてみましょう。

□報酬を支払うときに、手数料などを差し引いて支払ったことがある。
□原材料費などのコストの値上がりを考慮しないで、協議もせずに今まで通りの金額で発注したことがある。
□業務とは直接関係ない商品を購入してもらったことがある。
□仕事としてお願いしていないことを無償でやってもらったことがある。
□納品後に、追加費用なしでやり直しをしてもらったことがある。

いかがでしょうか。一つでも当てはまる場合、フリーランス法に違反の可能性があります。

この法律が制定された背景には、フリーランスが不当な扱いを受けるケースが多いことがあります。調査によると、フリーランスの約 4 割が取引条件の不明確さや報酬の未払いや遅延などの問題を経験しています。発注者とフリーランス間の取引を適正化し、フリーランスが安心して働ける環境を整えるために法律が作られました。

●義務の内容

発注者に対して、いくつかの義務が課されています。

・書面などによる取引条件の明示　・支払期日の設定　・募集情報の的確な表示　・ハラスメント対策

取引条件は口頭はNGで、書面やメール等で明示する必要があります。明示すべき事項として支払い期日や納期など９つの事項が定められています。また、支払期日は納品から60日以内のできる限り短い期間内で定め、期日までに支払わなければなりません。

●7 つの禁止事項

フリーランスに対して 1 ヶ月以上の業務委託をした場合には、7 つの行為が禁止されています。

①成果物の受領拒否　②報酬の減額　③返品　④相場より著しく低い報酬を不当に定めること
⑤指定する物やサービスを強制的に購入、利用させること　⑥不当な経済上の利益の提供要請
⑦不当な変更、やり直し

【次号に続きます】

Copyright © 2025.2.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2025.2.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.